

仕 様 書

1. 品 名 ロボット型治療台設備の更新

2. 数 量 一式

3. 目 的

新治療研究棟の重粒子線治療装置：CI-1000S の一部であるロボット型治療台は 2011 年度の治療開始以来、重粒子線治療に用いられおり、長期間の使用に伴う劣化と不具合が顕在化している。これらを解消するため、ロボット型治療台設備の更新を行う。また、関連するネットワーク設備についても更新を行う。

4. 納入期限 令和 8 年 3 月 31 日

更新作業は、治療を実施していない祝日、土曜日、日曜日において実施すること。
但し、他の期間に実施を希望する場合も含め、日程については機構担当者と協議の上、承認を事前に得ること。

5. 納入場所 千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

千葉地区 新治療研究棟 地下 1 階電源室 及び 地下 2 階治療室

6. 仕 様

CI-1000S の構成機器であるロボット型治療台は 7 軸の回転機構を持つ治療台とその制御装置及び制御ソフトウェアで構成されている。また、室内機器の位置や動作を監視・制御する機器により、治療台と他の機器との干渉が防止されている。これらの機器の内、以下について、更新・交換を行うこと。

1) 治療台制御 PC の更新

- ・ハードウェア（ADVANTECH 製 ラックマウント型産業用コンピュータ（ACP シリーズ同等品））を更新するとともに、既存ソフトウェアを移植すること。
- ・対象は E 室、G 室の各 1 台、計 2 台とする。

2) 室内統合計算機の更新

- ・ハードウェア（東芝製 ラックマウント型産業用コンピュータ（FR2100 シリーズ同等品））を更新するとともに、既存ソフトウェアを移植すること。
- ・当該計算機と通信を行う各装置とのインターフェース仕様は既存と同等とする。
- ・電源は単一構成とする。
- ・対象は E 室、F 室、G 室の各 1 台と保守用計算機 2 台の計 5 台とする。

3) 治療台消耗部品の交換

- ・経年劣化に伴う消耗部品について交換を行うこと。
- ・消耗部品は当機構から支給する。

各更新について、更新作業終了後、動作確認を行い、正常に動作することを確認すること。また、作業用仕様書、要領書・説明書等の図書を作成すること。

7. 提出図書

- ・説明書：2部（電子ファイル1部）
- ・工程表：1部
 - ・原則として作業開始1か月前に提出すること
- ・体制表：1部
 - ・業務に関する緊急連絡先と、作業従事予定者の名簿とを含むこと。
 - ・作業開始2週間前に提出すること。
- ・作業内容報告書（作業用仕様書、要領書、試験成績書を含む）：2部（電子ファイル1部）

8. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

9. 検 査

作業完了後、当機構担当者が本仕様書に記載の要件を満たすこと及び提出図書の確認をもって検査合格とする

部 課（室）	物理工学部
使用者氏名	米内 俊祐

選定理由書

1. 件名	ロボット型治療台設備の更新
2. 選定事業者名	東芝エネルギーシステムズ株式会社
3. 目的・概要等	本件は、新治療研究棟の重粒子線治療装置：CI-1000S の一部であるロボット型治療台の老朽化対策のために実施する更新作業である。ロボット型治療台は 2011 年度の治療開始以来、重粒子線治療に用いられおり、長期間の使用に伴い進行した装置の劣化と不具合が顕在化している。本設備は患者に直に接するため、故障が患者の生命に関わる重大な事故につながる恐れがあり、本更新によりその恐れを解消する。
4. 希望する適用条項	政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続について第 25 条第 1 項第 2 号③ (技術的な理由により競争が存在しない物品等又は特定役務)
5. 選定理由	本更新で対象とする設備は、薬機法による承認を受けた医療機器（重粒子線治療装置：CI-1000S）の一部であり、製作会社独自の設計・製作技術並びにノウハウにより構成されている。 更新作業を実施するにあたっては機器の詳細構成、機能、図面を把握している必要があるが、これら資料は当該機器を設計・製作した株式会社東芝（分社化により、現在は東芝エネルギーシステムズ株式会社が承継）が有しており、当機構を含め他者には公開されていない。こうした事情から、他の業者では本作業を請負うことができない。 以上の理由により、本更新を遂行できる業者は東芝エネルギーシステムズ株式会社のみである。